

平成31年度広島市男女共同参画推進センター使用料減免団体登録 チェックリスト(表)

団体名 _____

「自己チェック」欄に、「確認項目」が該当する項目は○、該当しない項目は×を記入してください。

		確認項目	確認書類	自己チェック	広島市確認
1 団体要件	(1)	主として男女共同参画推進を目的として設立され、かつ現に男女共同参画推進の活動を行っている、又は行う計画があること。	・規則・会則の「目的」「活動」 ・平成31年度事業計画書 ・平成30年度事業報告書		
	(2)	団体の構成員の過半数が広島市内に住所を有していること。	会員名簿		
	(3)	主として広島市内で活動していること。	・規則・会則 ・平成31年度事業計画書 ・平成30年度事業報告書		
	(4)	団体の構成員が3名以上であること。	会員名簿		
	(5)	規則・会則の制定、役員を選任等、組織体制が確立されていること。	規則・会則の「役員」		
2 男女共同参画推進センターでの活動内容 ※該当するものがある場合、○を記入してください。(複数回答可)	(1) 男女共同参画推進の活動	ア	政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大	・平成31年度事業計画書、収支予算書 ・平成30年度事業報告書、収支決算書	
		イ	働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活の両立		
		ウ	地域における男女共同参画の推進		
		エ	安心して暮らせる環境の整備		
		オ	女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援		
		カ	生涯を通じた女性の健康支援		
		キ	平和の発信と国際理解・国際協力の推進		
		ク	男女の人権を尊重する市民意識の醸成		
	ケ	関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査研究の実施			
	(2) コミュニティ活動、まちづくり活動	(1)ア～ケに該当しない場合は、具体的に記入してください。			
3 参加者	男女共同参画推進センターでの活動は、募集情報を公開するなど、誰でも参加できること。		-		

＜裏面に続きます＞

広島市審査結果 (平成31年 月 日) <input type="checkbox"/> 男女共同参画推進団体 (3カ月前から予約可) <input type="checkbox"/> 地域団体 (1カ月前から予約可) <input type="checkbox"/> 市民活動団体 (1カ月前から予約可) <input type="checkbox"/> 減免団体登録不可

※減免団体として登録された場合も、次の点にご注意ください。
 ・使用の8日前までに、使用料減免申請書とともに、当日の活動内容を確認できる資料を提出してください。
 ・裏面別表に記載した活動を行う場合は、使用料を支払う必要があります。

平成31年度広島市男女共同参画推進センター使用料減免団体登録 チェックリスト(裏)

			確認項目	自己チェック	男女共同参画推進センター確認	広島市確認
提出物	1	チェックリスト	団体名、自己チェック欄の記入			
	2	規約・会則	-			
	3	平成31年度事業計画書、収支予算書	・男女共同参画推進センターで行う(行った)活動が明記されている。 ・収入と支出は同額である。			
	4	平成30年度事業報告書、収支決算書				
	5	会員名簿	-			

別表 「男女共同参画推進の活動」、「コミュニティ活動」及び「まちづくり活動」に該当しない事例
(使用料減免にならない事例)

1 営利に関すること

- (1) 研修会・講習会等において、受講料・入場料を徴収し、主催者に利益が出る場合
- (2) 研修会・学習会等を伴わない物品販売、展示会
- (3) 営利を目的としたバザーやその準備

2 政治に関すること

- (1) 議員の当選祝賀会、政治パーティー、励ます会等の懇親会、政党・政治団体・後援会等の特定の役員などを対象とした打合せ会議等
- (2) 特定の政策等(男女共同参画推進を除く。)に賛成または反対するもの
- (3) 議員主催の市政報告会、時局講演会
- (4) 政党、政治団体、後援会主催の不特定多数を対象とした学習会

3 宗教に関すること

- (1) 宗教団体の宗教についての学習会